# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名						
16	姶良市	地方税の賦課に関する事務	基礎項目評価書				

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

姶良市は、地方税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

姶良市長

### 公表日

令和6年7月12日

[平成31年1月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	地方税の賦課に関する事務				
	姶良市では、地方税法、姶良市税条例、国民健康保険税条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。				
②事務の概要	【個人住民税】 毎年1月1日現在で姶良市に住所があり、前年に一定以上の所得があった方に対して、個人住民税を 課税する。税額は広く均等に負担していただく均等割と、所得に応じて負担していただく所得割との合計 となる。なお、県民税を個人市民税と併せて同時に計算・課税する。 ①1月1日時点の住民を申告資料に登録 ②前年所得の申告受付 ③申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等から税額を計算 ④納税通知書の発送 ⑤転出等した納税義務者の居所調査 ⑥税証明の発行				
	【固定資産税】 土地・家屋及び償却資産の所有者に対する固定資産税の賦課事務を行う。 ①土地・家屋調査及び評価業務 ②償却資産調査及び評価業務 ③土地・家屋・償却(一品/申告書)の異動処理 ④固定資産税の課税及び納税通知書発送業務 ⑤証明書等発行の処理				
③システムの名称	・Acrocity行政基本 ・Acrocity住民基本 ・Acrocity個人住民税 ・Acrocity法人住民税 ・Acrocity固定資産税 ・Acrocity軽自動車税 ・Acrocity国民健康保険税 ・Acrocity総合収納管理 ・中間サーバー ・住民税課税支援システム(税務LAN) ・地方税ポータルシステム(eLTAX) ・MICJET番号連携サーバー ・滞納整理システム ・Acrocity介護保険 ・Acrocity国民健康保険(資格) ・市町村事務処理標準システム(国民健康保険)				
2. 特定個人情報ファイル:	名				
・個人住民税情報ファイル	・固定資産税情報ファイル・軽自動車税情報ファイル・国民健康保険税ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	<ul><li>・番号利用法第9条第1項(利用範囲) 別表の24の項</li><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第16条</li></ul>				
4. 情報提供ネットワークシ					
①実施の有無	<ul><li>(選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>(要施する)</li><li>(要施しない)</li><li>(3)未定</li></ul>				
	番号利用法第19条第8号				
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(情報提供の根拠)・第2条の表 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、97、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173)(情報照会の根拠)・第50条・第2条の表 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項(48)				
5. 評価実施機関における					
①部署	総務部税務課				
②所属長の役職名	税務課長				

#### 6. 他の評価実施機関

なし

連絡先

### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

総務部 税務課

<mark>請求先 住所: 〒899-5492 姶良市宮島町25番地</mark>

電話:0995-66-3111

### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

総務部 税務課

住所: 〒899-5492 姶良市宮島町25番地

電話:0995-66-3111

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人未満(任意実施) [ 1万人以上10万人未満 ] 3) 1万人以上10万人未満 3) 1万人以上30万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				1万人未満 万人未満	
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か			令和6年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[ 基礎	項目評価	書 ]		2) 基础	楚項目評価書 楚項目評価書及び	重点項目評価書 全項日評価書		
3) 基礎項目評価書及び全項自評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	1)特(	R肢> こ力を入れている 分である 頚が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	2) 十分	R肢> こ力を入れている 分である 題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	J	1)特( 2)十分	R肢> こ力を入れている 分である 題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	)取扱い	の委託			[	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	1)特(	R肢> こ力を入れている 分である 題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム			]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	1)特(	R肢> こ力を入れている 分である 題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない		]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十夕 3) 課題	こ力を入れている 分である 頭が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	く選択 1) 特に 2) 十名 3) 課題	尺肢> こ力を入れている 分である <u>題が残されている</u>			
7. 特定個人情報の保管・済	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	1)特(i 2)十名	R肢> こ力を入れている 分である 題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] 外部監			
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	2) 十分	R肢> こ力を入れて行って 分に行っている	ている		

# 変更箇所

変更箇層		-t		Arm of code Alex	
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	税務課長 水流 哲也	税務課長 別當 法仁	事後	平成29年4月1日付け人事異 動による
平成29年6月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、	限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、	事後	法令上の根拠の追記
平成30年5月21日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	税務課長 別當 法仁	税務課長	事後	様式の変更による
平成30年7月27日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	・Acrocity行政基本 ・Acrocity住民基本 ・Acrocity個人住民税 ・Acrocity法人住民税 ・Acrocity固定資産税 ・Acrocity軽自動車税 ・Acrocity国民健康保険税 ・Acrocity総合収納管理 ・中間サーバー ・住民税課税支援システム (税務LAN) ・地方税ポータルシステム (eLTAX) ・MICJET番号連携サーバー	・Acrocity行政基本 ・Acrocity住民基本 ・Acrocity個人住民税 ・Acrocity基自動車税 ・Acrocity国民健康保険税 ・Acrocity総合収納管理 ・中間サーバー ・住民税課税支援システム (税務LAN) ・地方税ポータルシステム (eLTAX) ・MICJET番号連携サーバー ・滞納整理システム ム・Acrocity介護保険 ・Acrocity国民健康保 険(資格)	事後	システムの追加
平成30年7月27日		限) 及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120)(別表第2における情報照会の根拠)・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項(27)	事後	法令上の根拠の追記
	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	課題が残されている	十分である	事後	取組強化による評価の見直し
	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ② 法令上の根拠	限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120) (別表第2における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120)(別表第2における情報照会の根拠)・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項(27)	事前	令和3年9月1日施行の番号 利用法改正に伴う号ズレ
令和6年7月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号利用法第9条第1項(利用範囲) 別表第 一の16項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年9月 10日内閣府令第5号)第16条	・番号利用法第9条第1項(利用範囲) 別表の24の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第16条	事後	番号利用法改正に伴う変更
令和6年7月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120)(別表第2における情報照会の根拠)・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項(27)	番号利用法第19条第8号  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(情報提供の根拠)・第2条の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、97、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173)(情報照会の根拠)・第50条・第2条の表第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項(48)	事後	番号利用法改正に伴う変更
		<u> </u>	1		<u> </u>